

報道資料

新南クリーンセンター整備に関し、土壌汚染調査結果を公表します（第2期調査分）

更新日：2025年2月27日

発表内容

概要

新南クリーンセンター整備のため、新施設建設予定地の土壌汚染調査を実施しています。第2期調査範囲の調査区画44カ所のうち16カ所で基準値を超える鉛と水銀が検出されました。

含有量基準値を超えた区画に、安全対策を実施しました。基準値超過の原因は、第1期調査と同じく過去にごみ焼却施設があり、焼却灰の保管や運搬時に飛散など当時の影響が考えられます。

調査結果

- 調査対象地：松山市市坪西町1000番地1の一部
(松山市所有地 約8,000平方メートル：第2期土壌汚染調査範囲)
- 調査結果受理日：令和7年2月20日（木曜日）
- 調査内容：表層から0.5メートルまでの土壌を採取
- 調査結果：鉛と水銀が検出

調査結果

	物質	超過箇所数	分析結果	基準値
(1)含有量	鉛	8	200～810mg/kg	150mg/kg
(2)溶出量	鉛	11※	0.011～0.066mg/L	0.010 mg/L
(3)溶出量	水銀	1	0.010 mg/L	0.0005 mg/L

※鉛の含有量超過4カ所を含みます。

(1)含有量基準値は、70年間にわたり、1日100mgの土壌が口から体内に入ると想定した場合でも、健康に影響を及ぼさないレベルに設定されています。

(2)溶出量基準値は、70年間にわたり、1日2リットルの地下水などを飲み続けると想定した場合でも、健康に影響を及ぼさないレベルに設定されています。

初期対応

含有量基準値を超過した区画のうち、花壇部分はシートで覆う安全対策を実施し、他の大部分はアスファルトで舗装されており、土壌が飛散する心配はありません。

溶出量基準値の超過は、敷地周辺に住居は無く、井戸水の飲用が無いため、市民の方へ影響はありません。

今後の対応

基準値超過箇所の深度方向を詳しく調査し、土壌汚染対策法に基づき、基準値を超過した土壌の拡大防止や除去など適切な対策を実施します。

 [土壌汚染調査（詳細図：第1・2期）（PDF：367KB）](#)

【お問い合わせ】

清掃施設課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館4階

担当課長：小嶋 徹也

担当執行リーダー：高橋 徹

電話：089-948-6901

E-mail：seisousisetu@city.matsuyama.ehime.jp

土壤汚染状況 詳細図(第1・2期)

-  鉛 溶出量超過区画
-  鉛 含有量超過区画
-  水銀 溶出量超過区画

